

社会福祉法人息吹 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人息吹（以下「法人」という。）の定款並びに評議員選任・解任委員会運営細則（以下「細則」という。）の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員（理事及び監事）の報酬は、定款第22条の規定に基づき無報酬とする。

2 評議員の報酬は、定款第8条の規定に基づき無報酬とする。

3 評議員選任・解任委員の報酬は、細則第5条第1項の規定に基づき無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 箕面市外に在住し、かつ箕面市外に在勤する役員等が、法人の会議出席に際して公共交通機関利用に伴う交通費を要した場合は、交通費を支給する。ただし、交通費の額は事前に法人が当該役員等と協議した額とする。

(交通費の支給日)

第4条 前条の交通費は、当該会議出席の際に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て理事長が定める。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。